

ガス料金・水道料金・下水道使用料徴収業務等委託 に係る公募型プロポーザル実施要項

令和7年度

習志野市企業局 業務部 営業料金課

1. 業務の概要

- (1) 業務名 ガス料金・水道料金・下水道使用料徴収業務等委託
- (2) 業務目的 本業務は、民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫及びノウハウを活用し、需要家へのガス・上下水道のサービスの維持向上を図ることや効率的かつ経済的な業務を実施するため、習志野市企業局（以下「企業局」という。）の行うガス・水道料金・下水道使用料に係る受付、検針、調定、精算、収納、滞納整理、料金システムの開発及び運用・保守等の一連の業務等（以下「本業務」という。）を包括委託するものです。
- (3) 業務内容 主な内容については、次のとおり。詳細については別紙「ガス料金・水道料金・下水道使用料徴収業務等委託業務要求水準書（以下、「業務要求水準書」という。）」のとおり。
- ①受付業務（窓口及び電話等）
 - ②検針業務
 - ③調定・更正に関する業務
 - ④精算業務
 - ⑤収納業務
 - ⑥滞納整理業務
 - ⑦電子計算処理業務
 - ⑧各種資料作成業務
 - ⑨納入通知書、督促状等の発行・発送業務
 - ⑩メーター管理業務
 - ⑪検針時高齢者声かけサービス実施業務
 - ⑫開閉栓業務受注者へ説明
 - ⑬業務引継
 - ⑭①から⑬に付帯する業務で、企業局が必要に応じ、指示する業務
- ※業務内容については現行水準を最低限保持すること。
- また、発注者に提出する現行資料等の成果品を閲覧することは可能。
- (4) 履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- ※令和8年4月1日（契約締結日）から令和9年3月31日までを準備期間とし、受注者は自己の負担と責任において、電算処理に係る設備及びシステム等の準備、検針員等の従業員の確保・研修を行うものとする。
- また、料金システムについては、準備期間内に必ず現システムと並行運用を行い、稼働状態の確認及びデータ、各種資料等の精査を実施し、正常作動している事を確認すること。
- なお、当該準備期間中に関する経費については、受注者の負担とする。
- (5) 履行場所 習志野市企業局のガス、水道供給区域及び下水道供用開始済区域
- (6) 提案上限額 1, 601, 407, 500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- 令和9年度 320, 281, 500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 令和10年度 320, 281, 500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 令和11年度 320, 281, 500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和12年度 320, 281, 500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和13年度 320, 281, 500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
※上記金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

(7)支払方法 月額払い

※令和9年度から令和13年度の5か年(60回)を均等払いとする。

ただし、均等割計算によって生じた千円未満の金額については初年度第1回目の請求に加えるものとする。

委託料の請求は、毎月10日までに前月中に実施した業務に係る報告書を企業局に提出し、検査を受けた後、請求後30日以内に支払うものとする。

※本業務は、令和8年度の予算の可決を前提としたものである。

したがって、予算が否決された場合や予算減額があった場合は、契約を変更または解除する場合がある。

2. 応募者の参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は法人格を持つ団体とし、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、企業局は必要に応じ調査確認を行うものとする。

- (1) 令和6・7年度の習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されている者のうち、大分類「情報処理」または「その他委託」に業種登録されている者であること。
- (2) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく、指名停止措置、習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を本公告日から契約締結日までの間、受けていない者であること。
- (3) 情報漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置が講じられており、プライバシーマークの付与又は ISMS の情報セキュリティ関連の認証取得がされている者であること。
- (4) 平成27年度以降ガス供給戸数又は水道給水戸数のいずれか3万戸以上のガス事業者又は上下水道事業者の発注する検針業務・滞納整理業務及び料金システムの受注実績(類似の業務を含む)を1件以上有すること。

なお受注を証明する書類は業務委託契約書及び仕様書の写し、または受注実績報告書(第2号様式)を参加表明書提出時に併せて提出のこと。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (6) 本プロポーザルに参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者

であること。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(7) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を満たすこと。

① 共同企業体の代表者が、(1)から(6)までの条件を満たすこと。

② 共同企業体の構成員は、(1)、(2)、(5)、(6)の条件をすべて満たすこと。(3)については、共同企業体のうち本受託において個人情報を取扱うすべての構成員がこれを満たすこと。

③ 共同企業体の構成員は、委託業務に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

④ 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員として本選考に参加することはできない。

3. 応募手続き

3-1. 今後のスケジュール

(1) 公告(受注者の公募)	令和7年10月30日(木)
(2) 質問の受付開始	令和7年10月30日(木) 午前9時から
(3) 質問の提出期限	令和7年11月10日(月) 午後5時必着
(4) 質問書の回答	令和7年11月14日(金)
(5) 参加表明書の受付開始	令和7年11月19日(水) 午前9時から
(6) 参加表明書の提出期限	令和7年11月26日(水) 午後5時必着
(7) 一次審査結果通知	令和7年12月 2日(火)
(8) 企画提案書の受付開始	令和7年12月 4日(木) 午前9時から
(9) 企画提案書の提出期限	令和7年12月12日(金) 午後5時必着
(10) 二次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月19日(金) 予定
(11) 審査結果の公表	令和8年 1月 8日(木) 予定
(12) 契約締結日	令和8年 4月 1日(水) 予定

3-2. 募集要項等の配布

企業局ホームページに掲載。必要に応じてダウンロードすること。

公開 URL <https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/eigyoryokin/27457.html>

3-3. 質問書の受付・回答

実施要項等の内容について、下記のとおり質問を受付する。

(1) 受付期間

令和7年10月30(木)午前9時から令和7年11月10日(月)午後5時必着

(2) 提出方法

質問書(第5号様式)を作成のうえ、事務局(習志野市企業局業務部営業料金課)へ電子メールまたはファクシミリで提出するものとする。

※送信した旨を必ず事務局へ連絡すること。

Eメールアドレス ryoukin-k@city.narashino.lg.jp

ファクシミリ番号 047-493-8989

(3) 回答期限

令和7年11月14日(金)までに順次公表

(4) 回答方法

企業局ホームページで公表

公開 URL <https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/eigyoryokin/27457.html>

(5) その他

企画提案に関する担当者等への質疑、照会、連絡、相談等は、本実施要項に定める手続き以外、いかなる場合も認めない。

質問書に対する回答の内容は、本実施要項及び業務要求水準書等の細部説明又は補足とする。

3-4. 参加表明書兼誓約書の提出期限、場所及び方法

(1) 受付期間

令和7年11月19日(水)午前9時から令和7年11月26日(水)午後5時必着

(2) 提出書類

参加表明書兼誓約書(第1号様式)に下記①から④全てを添付すること。⑤については、該当する事業者のみ添付すること。

①他事業者の受注を証明する書類等の写し、あるいは受注実績報告書(第2号様式)

②プライバシーマークの付与又は ISMS の情報セキュリティ関連の認証取得がわかる書類

③商業登記簿謄本の写し(3か月以内に発行されたもの)

④経営状況のわかるもの(前3年間の財務諸表等)

⑤共同企業体の場合は、上記①～④の他、共同企業体協定書(任意様式)

なお、個人情報を取り扱う構成員がいる場合は、構成員について、上記②も併せて提出すること。

(3) 提出方法

①持参または郵送とし、全て期限内必着とする。

②郵送の場合は書留とする。

4. 企画提案書の提出

4-1. 提出書類(書式は全て原則A4版とする)

参加表明書を提出した者は、企画提案書提出届(第3号様式)に、下記の企画提案書等を添付して提出すること。

- (1) 企画提案書 13部(うち、正(捺印あり)1部、副(捺印なし)12部)
※副本12部については、法人名が判別できないようにして提出すること。
- (2) 本業務の見積書(第4号様式)・見積内訳書 1部(見積内訳書、消費税等抜き、捺印あり)
- (3) 会社概要(様式任意)※パンフレット等でも可
- (4) 本業務の実施体制(2枚以内)
- (5) 予定担当者(業務責任者、主要な業務従事者等)の氏名・所属・業務実績等
- (6) 本業務にあたっての基本的考え方
- (7) 業務実施方針、実施内容、実施手法等
- (8) 業務スケジュール
- (9) 「特に提案を求める事項」に掲げる各項目に対する考え方及び取り組み方(業務項目毎に記載すること。)
- (10) その他本業務に関する課題・提案等 特記事項等

5. 提案にあたっての留意事項

5-1. 企画提案書に関する事項等

- (1) 企画提案書は、業務要求水準書を熟読の上、作成すること。
- (2) 企画提案書の形式はA4サイズ(一部A3版折り込み可)、縦横自由、左側2か所をホチキス留めにする。こと。(正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等過大なものとならないようにすること。)
- (3) 企画提案書の内容は全て本業務における実施義務事項として、事業者が提示し、かつ、見積価額内で契約するものであることに留意すること。
- (4) 見積書(第4号様式)の金額が提案上限額の範囲内であること。
- (5) 企画提案書提出後の修正及び金額の訂正は認めません。
- (6) 企画提案書等の作成経費や、旅費等の必要経費等は全て参加者の負担とする。
- (7) 移行及び稼働のための作業スケジュールが履行期間内で組まれていること。
- (8) 企業局が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- (9) 提出された企画提案書の著作権は、企業局に帰属する。
- (10) 提出された書類等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (11) 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (12) 参加表明書及び企画提案書等(添付資料を含む)は返却しない。
- (13) 当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
なお、業務要求水準書は、業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提案者の企画・提案内容を制限するものではない。
- (14) 提出方法以外の提出及び提出期間を経過した場合の受付はしない。
- (15) 提出書類は企業局の公文書として保管し、情報公開請求により開示することがある。

ただし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、不開示情報に該当する場合については、公表しない。

- (16)本プロポーザル参加手続き後、参加を辞退する場合には、参加辞退届(第6号様式)を提出すること。

5-2. 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1)受付期間 令和7年12月4日(木)午前9時から令和7年12月12日(金)午後5時まで
- (2)提出先 習志野市企業局 業務部 営業料金課
- (3)提出方法 ①持参、郵送とし、全て期限内必着とする。
②郵送の場合は書留とする。

5-3. 失格条件

提案者が次のいずれかに該当する場合、ガス料金・水道料金・下水道使用料徴収業務等委託に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、失格とする。

- (1)参加資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (2)参加表明書兼誓約書及び企画提案書の提出期限に遅れた場合
- (3)企画提案書、プレゼンテーション等で虚偽の記載又は説明を行った場合
- (4)見積価額が提案上限額を超えている場合
- (5)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6)参加者がプレゼンテーションに欠席した場合
- (7)業務委託契約締結前に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (8)その他、選定委員会において、不適切と認めた場合

6. 提案の審査

6-1. 審査方法

- (1)第一次審査(書類審査)

参加資格及び条件等の確認、自治体等への導入実績などの書類審査を行う。
一次審査の結果は、参加者すべてに電子メールで通知する。
(電話等による問合せには応じない)

- (2)第二次審査(企画提案書等の審査)

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ①開催期日 令和7年12月19日(金)(詳細は一次審査通過者に別途通知する)

- ②開催場所 習志野市企業局 本館3階AB会議室

- ③留意事項

ア 会場への入室は5人以内とし、プレゼンテーションを行う者は、提案書の詳細な内容を十分把握している者が行うこと。

イ プレゼンテーションにおける説明は、提出した企画提案書のみを使用すること。

ただし、プロジェクターを用いての説明は認める。スクリーン、プロジェクター(エプソン製 EMP-1810)、電源延長コードは企業局で用意する。その他パソコン等は必要に応じ提出者側で用意すること。

ウ 各提案者の持ち時間は、準備・片付けを除く説明時間60分、質疑応答時間10分の合計70分とする。

エ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出された順番に行う。

6-2. 審査基準等

(1) 評価項目、審査基準は下表のとおりとする。

なお、詳細の審査基準については、別紙「ガス料金・水道料金・下水道使用料徴収業務等委託プロポーザル審査基準」で定める。

項	評価項目	配点(最高)
①	会社概要、業務実績	10
②	委託業務の業務体制及び業務執行計画	10
③	受付業務に関する企画・提案	10
④	検針、調定および精算に関する企画・提案	10
⑤	収納業務および滞納整理業務に関する企画・提案	10
⑥	電子計算処理業務に関する企画・提案	15
⑦	個人情報保護に関する企画・提案	5
⑧	災害および緊急時における対応に関する企画・提案	5
⑨	特に提案を求める事項に関する企画・提案	10
⑩	その他、付帯業務に関する企画・提案	5
⑪	見積価額	10
	総 合 計	100

6-3. 審査及び選定

(1) 審査は、選定委員会で行う。

(2) 契約候補者の選定は、審査基準に基づいて企画提案書等の審査およびプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定委員会の審議により最も評価の高い者を第1位契約候補者、次に評価の高い者を第2位契約候補者として選定する。

なお、参加者が1者であっても、参加資格を有し、見積価額が提案上限額以下であり、かつ選定委員会において業務委託を執行できると認められる場合は、契約候補者に選定する。

(3) 評価点は委員 1 人につき100点満点とし、委員9人の合計得点900点を満点とする。

(4) 評価点が900点満点の内540点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 評価項目の各項目のうち委員のいずれかが「大変劣る」の評価をした場合は、契約候補者として選定しない。

(6) 評価点が同点の場合は、評価項目①～⑩の各項目について、委員9人の平均点を算出(小数点以下3位を四捨五入)し、その合計評価点が高い者を上位の者とする。

7. 審査結果の公表

審査結果は、第二次審査終了後、速やかに企業局ホームページへ公表するほか、応募者全員に選定結果を書面で通知する。第1位契約候補者は会社名を公表する。

なお、電話や電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

また、審査結果に関する意義の申し立て及び順位点、評価内容の開示請求には応じない。

8. その他

8-1. 契約の締結

(1) 企業局は、最も評価が高い者を第1位契約候補者として、契約締結交渉を行う。

その場合に、契約金額は提案した見積価額以内とする。

(2) 第1位契約候補者が5-3の失格条件に該当すると認められた場合、または企業局と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、失格条件に該当しない第2位契約候補者である者と契約交渉ができるものとする。

(3) 随意契約に係る見積書の徴収、契約等の手続き

① 選定委員会で決定した受託候補者を、本業務に係る随意契約の見積徴収の相手方として、本業務仕様の内容や費用等について、事前協議を行い、協議が整った場合に見積価額の範囲内で契約を締結するものとする。

(4) 契約締結後において、受注者に本プロポーザル手続きにおける不正または虚偽記載等が、認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

なお、契約解除において生じる一切の損害について、企業局は賠償責任を負わない。

8-2. その他

(1) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成、提出に係る報酬は支払わない。

(3) この業務上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(4) 事故、不正な行為、又は企業局の事情等で選定委員会が認める場合は、本選考を中止又は実施スケジュールの変更をする事がある。

9. 事務局(問合せ・書類提出先)

〒275-8666 千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号

習志野市企業局 業務部 営業料金課

担 当: 能勢、桂、飯島

電 話: 047-475-3321(代表)

F A X: 047-493-8989

E-mail: ryoukin-k@city.narashino.lg.jp

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

以上